

四日市港管理組合建設工事等資格（指名）停止措置要領

（目的）

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第17条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定、平成26年9月30日一部変更）第2の3（4）に則り、有資格業者の資格（指名）停止について必要な措置を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 建設工事等

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）並びに維持業務委託並びに測量、設計、調査及び工事監理に係る業務委託（以下「業務委託」という。）をいう。

二 有資格業者

四日市港管理組合建設工事執行規則（平成6年四日市港管理組合規則第5号）第4条第3項の規定に基づき四日市港管理組合建設工事等入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録された者をいう。

三 組合発注工事

四日市港管理組合が発注する建設工事等をいう。

四 一般工事

三重県内で施工される組合発注工事以外の建設工事等（民間の建設工事等を含む。）をいう。

五 役員等

ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。

ウ 個人にあつては、その者及び支配人をいう。

六 使用人

役員等以外の職員をいう。

七 資格（指名）停止

有資格業者が、別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当する場合に、別表各号に定めるところにより、期間を定め組合発注工事の入札参加資格（指名）を停止する措置をいう。

八 公共機関等の職員

刑法（明治40年法律第45号）第7条第1項に規定する国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。

なお、特別法上公務員とみなされる場合を含む。更に私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の私人を含む。

九 下請負人

建設工事等のうち、建設工事においては建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいい、業務委託においては、三重県業務委託共通仕様書第2条第32号に規定する協力者など、受注者が業務の履行に当たって再委託する者をいう。

十 短期

別表各号に掲げる措置要件毎に定める措置期間のそれぞれ最も短いものをいう。

十一 長期

別表各号に掲げる措置要件毎に定める措置期間のそれぞれ最も長いものをいう。

(資格(指名)停止の決定)

第3条 資格(指名)停止の決定は、常勤副管理者が四日市港管理組合競争入札審査会(以下「審査会」という。)に諮り行う。

(資格(指名)停止)

第4条 常勤副管理者は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について資格(指名)停止を行うものとする。ただし、資格(指名)停止の期間は、3年を越えることはできない。

2 前項の規定により資格(指名)停止を行ったときは、組合発注工事の契約のため指名を行うに際し、当該資格(指名)停止に係る有資格業者又は当該資格(指名)停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体(以下「有資格業者等」という。)を指名してはならない。当該資格(指名)停止に係る有資格業者等を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 第1項の規定により資格(指名)停止を行ったときは、当該資格(指名)停止に係る有資格業者等が組合発注工事の契約につき落札決定を受け、契約が締結されていない場合においては、当該落札決定を取り消すことができる。

4 四日市港管理組合物件の買入れ等資格(指名)停止措置要領に基づき有資格業者について資格(指名)停止が行われたときは、当該有資格業者について第1項の規定に基づき資格(指名)停止が行われたものとみなす。

(下請負人及び共同企業体に関する資格(指名)停止)

第5条 常勤副管理者は、第4条第1項の規定により資格(指名)停止を行う場合において、当該資格(指名)停止の起因となる事由について責を負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の資格(指名)停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格(指名)停止を併せ行うものとする。

2 常勤副管理者は、第4条第1項の規定により有資格業者である共同企業体について資格(指名)停止を行うときは、当該共同企業体の各構成員(明らかに当該資格(指名)停止の起因となる事由について責を負わないと認められる構成員を除く。)について、当該共同企業体の資格(指名)停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格(指名)停止を併せ行うものとする。

3 常勤副管理者は、第4条第1項又は第5条第1項の規定による資格(指名)停止に係る有資格業者を構成員に含む有資格業者である共同企業体について、当該資格(指名)停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、資格(指名)停止を行うものとする。

なお、本項の規定に基づく共同企業体の資格(指名)停止は、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したことにより行うものではないので、第6条第2項に基づく加重措置の対象としない。

4 常勤副管理者は、有資格業者でない共同企業体が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、第2項の規定に準じて、当該共同企業体の各構成員(明らかに当該資格(指名)停止の起因となる事由について責を負わないと認められる構成員を除く。)について、情状に応じて期間を定め、資格(指名)停止を行うものとする。

(資格(指名)停止の期間の特例)

第6条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ資格（指名）停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における資格（指名）停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期（別表第2第7号のうち措置期間を固定している措置要件に該当することとなったときは当該措置期間）の2倍の期間とする。ただし、有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の資格（指名）停止を行う前のものである場合には、本項の規定に基づく加重措置の対象としない。

なお、下請負人又は共同企業体の構成員について本項の規定に基づく加重措置を講じるときは、元請負人又は共同企業体の資格（指名）停止の期間を超えてその資格（指名）停止の期間を定めることができる。

一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る資格（指名）停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第2第1号から第3号まで又は第7号の措置要件に係る資格（指名）停止の期間満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2第1号から第3号まで又は第7号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 常勤副管理者は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による資格（指名）停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、資格（指名）停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

4 常勤副管理者は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期（別表第2第7号のうち措置期間を固定している措置要件に該当することとなったときは当該措置期間）を超える資格（指名）停止の期間を定める必要があるときは、資格（指名）停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。

5 常勤副管理者は、資格（指名）停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第7条に定める期間の範囲内で資格（指名）停止の期間を変更することができる。

6 常勤副管理者は、資格（指名）停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について資格（指名）停止を解除するものとする。

7 資格（指名）停止の期間を算定するにあたり1か月未満の端数が生じる場合は、その端数は切り上げるものとする。

8 第2項及び次条の規定により資格（指名）停止の期間の短期がそれぞれ別表各号に定める長期を超える場合は、当該長期を資格（指名）停止の期間とする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する資格（指名）停止の期間の特例）

第7条 常勤副管理者は、第4条第1項の規定により資格（指名）停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合における資格（指名）停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

なお、第6条第2項の規定の対象となり、かつ、次の各号の一に該当することとなった場合における資格（指名）停止の期間の短期は、第6条第2項を適用した後に、それぞれ別表各号に定める短期を加えた期間とする。

- 一 組合発注工事の入札において、有資格業者が、四日市港管理組合建設工事等談合対応マニュアルに基づく誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号又は第3号に該当したとき
- 二 別表第2第2号又は第3号に該当する有資格業者（その役員等又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）
- 三 別表第2第2号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。）
- 四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第3条第4項の規定に基づく組合による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）
- 五 組合職員又は他の公共機関等の職員が、公契約関係競売等妨害、談合又は入札談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。）

（事案の報告等）

第8条 組合発注工事を発注する課長又は事故調査委員会の長は、所掌する組合発注工事について資格（指名）停止を要すると認められる事案が発生したとき、又は資格（指名）停止の期間を変更し、若しくは資格（指名）停止を解除する必要が認められるときは、別紙第1号様式に意見を付して常勤副管理者に報告するものとする。

（資格（指名）停止の通知）

第9条 常勤副管理者は、第4条第1項若しくは第5条各項の規定により資格（指名）停止を行い、第6条第5項の規定により資格（指名）停止の期間を変更し、又は第6条第6項の規定により資格（指名）停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ別紙第2号様式、第3号様式又は第4号様式により通知するとともに、入札主管課長は、各所属長に対し、第5号様式又は第6号様式により通知するものとする。

（資格（指名）停止の期間の始期）

第10条 資格（指名）停止の期間の始期は、資格（指名）停止の決定があった日の翌日とする。

（随意契約の相手方の制限）

第11条 資格（指名）停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

(災害時等の相手方の決定の特例)

第12条 組合発注工事を随意契約により発注しようとする場合において、当該随意契約の理由が次の各号に該当し、あらかじめ審査会の承認を受けたときは、前条の規定にかかわらず、資格(指名)停止の期間中の有資格業者と契約を締結することができる。

- 一 災害時の応急工事で、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当し、他の者に施工させ難いと認められるとき
- 二 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第6号又は第7号に該当し、他の者に施工させ難いと認められるとき

(下請負等の禁止)

第13条 資格(指名)停止の期間中の有資格業者は、組合発注工事の下請負人となることができないものとする。ただし、当該有資格業者が、資格(指名)停止の期間の始期前に契約締結したものについてはこの限りでない。

- 2 有資格業者が、資格(指名)停止の決定の日又は資格(指名)停止の期間中に入札参加資格者名簿から抹消された場合は、当該資格(指名)停止の期間の満了する日までは組合発注工事の下請負人となることができないものとする。ただし、当該業者が、資格(指名)停止の期間の始期前に契約締結したものについてはこの限りでない。

(資格(指名)停止業者が合併等をした場合の資格(指名)停止の効果)

第14条 資格(指名)停止期間中の有資格業者の業務が、合併、営業譲渡等により他の有資格業者に受け継がれたときは、資格(指名)停止の効果は、業務を受け継いだ有資格業者に継承されるものとする。

(資格(指名)停止に至らない事由に関する措置)

第15条 常勤副管理者は、資格(指名)停止に至らない事由において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、第7号様式による書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年9月8日一部改正)

この要領は、平成4年9月8日から施行する。

附 則 (平成5年7月6日一部改正)

この要領は、平成5年7月6日から施行する。

附 則 (平成6年11月8日一部改正)

この要領は、平成6年11月8日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日一部改正)

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月30日一部改正)

この要領は、平成14年7月30日から施行する。

附 則 (平成15年8月26日一部改正)

この要領は、平成15年8月26日から施行する。

附 則 (平成18年6月6日一部改正)

この要領は、平成18年6月6日から施行する。

なお、指名停止措置済案件があるものについては、従前の例による。
但し、施行から3ヶ月以内とする。

附 則（平成19年5月15日一部改正）

この要領は、平成19年5月15日から施行する。

附 則（平成22年6月1日一部改正）

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成23年6月1日一部改正）

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成24年6月1日一部改正）

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日一部改正）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月7日一部改正）

1 この要領は、平成29年7月7日から施行する。

2 この要領の施行の日に資格（指名）停止の終期が到来していない者について、当該資格（指名）停止を決定した時点に遡りこの要領を適用した場合に資格（指名）停止の期間が短縮される者については、この要領の施行の日に資格（指名）停止の期間を変更する、又は解除することとする。

3 この要領の施行の日までに資格（指名）停止の決定をしていない者については、この要領を適用することとする。

附 則（令和2年7月15日一部改正）

この要領は、令和2年7月15日から施行する。

附 則（令和3年2月3日一部改正）

この要領は、令和3年2月3日から施行する。

附 則（令和6年4月1日一部改正）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。